

学校生活のルール

令和7年4月

東京都立大泉高等学校
大泉高等学校附属中学校
中高生徒会

| | |
|-----------------------|------|
| 目次 | P. 1 |
| 1. 昼食について | P. 2 |
| 2. 服装・頭髪等について | P. 2 |
| 3. 自転車通学について | P. 3 |
| 4. 持ち物について | P. 3 |
| 5. 携帯電話等について | P. 4 |
| 6. 部活動について | P. 5 |
| 7. 外出について | P. 5 |
| 8. 学校設備の破損 | P. 5 |
| 9. ロッカーの使用や持ち物の管理について | P. 5 |
| 10. アルバイトについて | P. 5 |
| 11. 特別指導について | P. 5 |

1. 昼食について

【高校】

高校には給食がないため、弁当を持参するか、校内販売・自動販売機を利用すること。

【中学】

中学校は給食があるが、行事や土曜授業などはお弁当になる場合がある。また、水筒を持参すること。水筒の中身は原則、水・お茶・スポーツドリンクとする。給食のルールは、学校や学年で違いがあるので、確認すること。

【校内販売・自動販売機の利用のルール】

使用時間：放課後、祝日のみ

飲食の場所：ラウンジのみ ※ 余った飲みものは水筒へ

ゴミの管理：ラウンジ ※ 教室で捨てないこと

貴重品自己管理を徹底してください。

2. 頭髪・服装等について

生徒手帳を確認。

【中高】

次のことに留意すること。

- ① スカートを短くするなどの加工をしないこと。
- ② ボタンをとめてきちんと着用し、ワイシャツをスラックスから出さないこと。
- ③ 染毛など髪への加工は一切認めません。
- ④ アクセサリー類の着用（ネックレス、ピアス）や、ネイルの加工等は認めません。
- ⑤ 化粧は禁止。
- ⑥ 靴は革靴、スニーカーとします。靴下に基準はありませんが、授業によって安全面を考慮した指示があるのでそれに従うこと。
- ⑦ 外履き、上履き、体育館履き、グラウンドシューズの4区分をしっかりとすること。特に、アリーナは必ず体育館履きで利用し、トレーニングルームでは使用時のルールに従う。また、すべての履物には、必ず記名する。
- ⑧ 鞄は特に指定なし。
- ⑨ 衣替えについて、冬服は10月～5月、夏服は6月～9月と定め、移行期間を3週間程度設ける。冬服では校章とクラス章をつけ、夏服では校章刺繍入りワイシャツ・セーラーブラウスを着用する場合は、校章・クラス章の装着の必要はない。校章刺繍入りワイシャツ・セーラーブラウスを着用しない場合は、校章・クラス章をフェルトに装着しシャツ・ブラウスの胸ポケット上部に付けること。女子は、冬服同様ポケット上部に直接付けてもよい。
- ⑩ 校章・クラス章が必要なときは生活指導部の先生に注文すること。ボタンはタテノ洋裁店来校時に、業者に注文すること。
- ⑪ SHRは制服または体育着で参加することを許可する。ただし、部活着は不可。
- ⑫ 休日のみ、制服でなくても登校可能とする。

※ 「制服」「部活着（校名が入っているもの）」「部活動で揃えているもの（上下揃っていない）」

る必要はなし)」「体育着」「ジャージ」の中から個人が判断。※クラス T は禁止

・正装について

集会や式典、その他学年等の指示がある時には正装とする。

冬服：男子は学ラン。女子はジャケット。セーターを着る際には見えないようにする。

冬服の場合、登下校中は原則制服を着用であるが、乗り物に乗車中など体調管理のために学ラン・セーターを脱ぐことは可とする。ただし、必ず持ち歩くこと。

夏服：男子は指定シャツ。女子はセーラーブラウス。セーターは学校指定のもの。

夏服の場合、登下校中は学校指定のもセーターでなくて良いが、式典などがある場合は注意すること。

・スカートの方の長さは、ひざにかかるものとする。

・コートは生徒手帳に記載された色の指定。スポーツウェア、ダウンジャケット、ジャンパーは可とする。

・手袋、ネックウォーマー、マフラー、耳あてなどは自己判断

・整髪剤の使用、髪をまとめるために編み込みやお団子にすることは認める。

・ヘアゴム、ヘアピン、シュシュ等は、飾り的な要素を含む場合は禁止とする。(中学)

・身だしなみについて

男子：ズボンの裾まくり、ボタンドアンの裾だし、学ランのボタンはずしは禁止。(ボタンドアンの第一ボタンは開けていても良い。)

女子：スカートの裾あげ、リボンをしらないことは禁止。

3. 自転車通学について

【高校】

自転車通学を希望する生徒には、自転車通学が許可されるので、必ず自転車通学許可願を担任の先生に提出すること。手続き完了後、ステッカーを自転車の後部泥よけに貼ること。ステッカーが貼っていないものは撤去となる。自転車は必ず所定の場所に駐輪すること。

※ 桜並木は危険なので自転車に乗ったまま通行は禁止。自転車を押して通ることは可能。

【中学】

中学生は東京都の規定により、登下校に自転車を利用することは禁止。公共の交通機関を使用すること。部活動などの遠征の際も同様。最寄りの駅などに行く際にも禁止。

4. 持ち物について

【中学】

・制汗剤や消臭剤等は禁止されていませんが、ゴミ等の持ち帰りをきちんと行う。また、制

汗剤等を置きっぱなしにしないように注意する。

- ・リップクリームやハンドクリームは薬用のみ。色つきのものは禁止。
- ・電子辞書は教科で対応。各教科に確認してください。
- ・うちわや電動式ファンは時間と場所をしっかりと判断して使用すること。
- ・お菓子は禁止。お土産、バレンタイン、ハロウィン等で配ること、もらうことも禁止。高校生からも禁止。どうしても体調面で必要な場合は、事前に保健室に相談してください。
- ・音楽プレイヤー・ゲーム機などは禁止。放送で流す場合も禁止。
- ・携帯電話は届けを出すことで持ち込みが可能となる。ただし、持ち込む際のルールを守ること（5参照）。
- ・ひざ掛けは使用可能。ただし、時間と場所をしっかりと判断して使用すること。

5. 携帯電話等について

【中高】

- ① 授業中には音が出ない設定することを徹底すること。これに違反して授業中に音を出す、使用するなどの行為があった場合には、厳しく指導される場合がある。また、考査中に音を出した場合、カンニングと同様に特別指導の対象となる。
- ② 携帯電話の管理は自己責任。紛失等のトラブルには学校は一切関与しない。

【中学】（以下中学校の携帯所持の許可願抜粋）

1、基本方針

- (1) 所持する目的は、登下校中の生徒の安心安全を確保するためです。それ以外での使用は一切認めません。所持するかどうかは、各家庭の方針に従って決定してください。
- (2) 紛失や破損等の一切の責任は、携帯電話の所有者にあり、学校はその責任を負いません。
- (3) 所持させる場合は、保護者と学校の協力が不可欠です。学校が示すルールを子どもと確認し、保護者の責任のもとで守らせることが、子どもの安全確保や、適切な使用につながります。

2、登下校時のルール

- (1) 犯罪に巻き込まれそうになる、災害時などの緊急の場合のみ使用することとする。
- (2) マナーモードに設定する。

3、校内のルール

- (1) 昇降口で電源を切り、各自のロッカーにカギをかけて自己管理する。ロッカーに入れずに所持が認められた場合は指導対象となる。
- (2) 学校の指示があるとき以外は、決して使用しない。休み時間や、部活動中も使用しない。

4、校外学習や、休日の部活動等でのルール

防犯、防災時以外での使用は認めないことを基本とする。教員から特別に指示があった場合は、指示に従って使用することができる。

※1 上記のルールに従わずに使用した場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。

※2 災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡をしないでください。

5、許可願について

携帯電話所持を希望される場合は、必ず許可願を提出してください。

持ち込み開始日は許可願を提出した翌日からとなります。

6. 部活動について

生徒手帳や部活動の手引き（生徒用）（教員用）を確認すること。

7. 外出について

【中高】

授業中はもちろん、昼休みを含めた休み時間等も、許可なく外出することは禁止。ただし、外出届を提出し、認められた場合にのみ、外出を許可する。

8. 学校設備の破損について

【中高】

ガラスなど、学校の設備を破損した場合は、原則として実費で弁償となる。

9. ロッカーの使用や持ちのものの管理について

【中高】

- ① ロッカーには必ず鍵をかけること。できるだけ頑丈なものを選ぶこと。
- ② ロッカーの上や周辺にはものを放置しない。放置されたものは処分対象となる場合がある。
- ③ 持ち物の管理は自己責任。貴重品や現金は、必要のある時以外は学校に持ち込まないこと。万が一持ってきてしまったら、常に身につけるか、ロッカーに鍵をかけて入れること。
- ④ 盗難や落とし物があった場合は、生活指導部の先生まで連絡すること。

10. アルバイトについて

【中高】

禁止。事情がある人は、担任の先生に申し出ること。

1 1. 特別指導について

【高校】

校則や社会通念に抵触する場合や、学校の指導に従わない場合などに特別指導を実施。喫煙や飲酒、考査時の不正行為、暴力、いじめ、バイク通学、暴言などの場合は、自宅学習等によって反省を促す指導を行う。自宅学習等の場合、保護者同伴で校長から申し渡しが行われ、反省文や課題が与えられる。その間は欠席扱いとなる。面談等が繰り返され、反省が十分なされたところで解除となる。申し渡し同様、保護者も同伴。特別指導を受けると、大学の推薦入試や卒業時の各種表彰の権利を失う。